

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.004

処 分 名	防火管理者を定めるべき旨の命令
処 分 の 概 要	防火管理者の選任義務のある防火対象物において、防火管理者が定められていないと認める場合には、防火管理者を定めるべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条第3項
処 分 基 準	◎防火管理者の選任義務のある防火対象物において、防火管理者が定められていないと認める場合は処分の対象となります。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■消防法

第8条第3項 消防長又は消防署長は、第1項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる

第8条第1項 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める2以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。